

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成26年9月24日

証 拠 説 明 書 (D号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



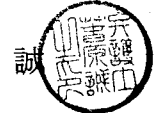
同

茅 根 熙 和



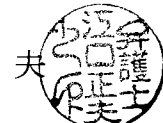
同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎 治



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙D号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙D第7号証

証拠の標目	民事訴訟法〔第7版〕(抜粋) [表紙, 350頁, 奥付]
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成23年6月5日
作成者	上田徹一郎
立証趣旨	<p>本書証によって、民事訴訟において事実認定が裁判所の恣意的な確信でなく、裁判所の心証形成過程が客観的・合理的なものとして両当事者及び国民一般に承認されうるものでなければ、裁判は信頼されず本来の機能を果たしえない、と指摘されていること(準備書面(11)第2の1(6頁): 本書証350頁)を明らかにする。</p> <p>なお、本書証の抜粋元である「民事訴訟法〔第7版〕」は乙D4号証の抜粋元と同一である。</p>

乙D第8号証

証拠の標目	自由心証主義（ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ4 民事訴訟法の争点）（抜粋） [表紙，172ないし175頁，奥付]
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成21年3月30日
作成者	中西正
立証趣旨	本書証によって，民事訴訟において自由心証主義のもとで正確な事実認定を保障するためには，事実認定・心証形成過程の客観化・合理化が必要・不可欠であろう，と指摘されていること（準備書面(11)第2の1（6頁）：本書証175頁）を明らかにする。